

## 喜多方市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格を取得しようとする母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の母又は父（20歳未満の児童を養育している者に限る。以下同じ。）に給付金を支給することにより、その生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

### (給付金の対象者及び給付額)

第2条 給付金は、高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）及び高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）とし、対象及び交付額等は次のとおりとする。

| 種類  | 訓練促進給付金                                                                                                                                                                                                                             | 修了支援給付金                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者 | 養成機関において修業を開始した日以後において、次の要件のすべてを満たす市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父<br><br>なお、修業する期間とは、養成機関の正規の修業期間とする。                                                                                                                                         | 養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件のすべてを満たす市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父 |
|     | 1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者と同等の所得水準にある者であること。<br>（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。<br><br>2 下記に掲げる資格（以下「対象資格」という。）を取得 |                                                                                                           |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                     |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>するため、養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されており、対象資格の取得が見込まれる者であること。</p> <p>ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座とすること。</p> <p>3 就業又は育児と養成機関における修業の両立が困難であると認められる者であること。</p>                                                                       |                                                                                                                                                     |
| 対象資格      | <p>給付金の支給の対象となる資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護師 (2) 介護福祉士 (3) 保育士 (4) 理学療法士 (5) 作業療法士 (6) 准看護師 (7) 歯科衛生士 (8) 美容師 (9) 社会福祉士 (10) 製菓衛生師 (11) 調理師 等</p>                                                                                                 |                                                                                                                                                     |
| 支給期間及び支給日 | <p>1 修業する全期間(上限4年)とする。</p> <p>なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意する。</p> <p>2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。(令和2年度</p> | <p>修了日を経過した日以後に支給するものとする。</p> <p>なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以後に修了支援給付金を支給するものとする。</p> |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>以前に修業を開始し、令和 3 年 4 月 1 日時点で修業中の者についても、通算 48 月を超えない範囲で支給して差し支えない。)</p> <p>3 月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。</p>                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 支 給 額<br>等 | <p>次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額。</p> <p>1 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4 月から 7 月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む</p> | <p>次に掲げる対象者の区分に応じ、該当各号に定める額。</p> <p>1 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が、修了日の属する年度（修了日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課さ</p> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                         |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>ものとし、同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。) が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額 100,000 円</p> <p>(養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月(その期間が 12 月未満であるときは、当該期間)については、月額 140,000 円。平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者は月額 141,000 円)</p> <p>2 前号に掲げる者以外の者</p> <p>月額 70,500 円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月(そ</p> | <p>れない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)</p> <p>50,000 円</p> <p>2 前号に掲げる者以外の者</p> <p>25,000 円</p> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                    |  |
|--|----------------------------------------------------|--|
|  | の期間が 12 月未満である<br>ときは、当該期間）につい<br>ては、月額 110,500 円） |  |
|--|----------------------------------------------------|--|

2 訓練促進給付金及び修了支援給付金は、第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては原則として支給しないものとする。

(1) 本市又は他の自治体において、過去に訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けた者

(2) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 24 条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第 11 条の 2 に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている者

（事前相談の実施）

第 3 条 市長は、対象資格に係る養成課程の開始前に、給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の母又は父を対象として、事前相談を実施することとする。

2 市長は、前項の事前相談においては、ひとり親家庭の母又は父から、その生活状況、職業経験、有する資格及び技能、希望する職種、職業生活の展望を聴取し、養成訓練を受けることが当該ひとり親家庭の経済的自立を図る上で有効であるか等、養成訓練の有効性や必要性について確認するものとする。

（支給申請）

第 4 条 申請書は、高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第 1 号。以下「支給申請書」という。）によるものとし、給付金の支給を受けようとする対象者は、支給申請書を市長に提出するものとする。

2 訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

3 訓練促進給付金に係る別に定める書類は、次のとおりとし、支給申請書に添付しなければならない。ただし、市長は、公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本

及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに加算対象扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第10号))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 当該対象者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第10号))及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 第2条第1項表中、支給額等の第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第2条第1項表中、支給額等の第1号に掲げる者に該当することを証明する書類

(4) 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

4 修了支援給付金に係る別に定める書類は、次のとおりとし、支給申請書に添付しなければならない。ただし、市長は、公簿等によって確認すること

ができるときは、当該書類を省略することができる。

- (1) 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を明らかにできるものに限る。）

- (2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第10号））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第10号））及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

- (3) 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

- (4) 第2条第1項表中、支給額等の第1号に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第2条第1項表中、支給額等の第1号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月の場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。

(5) 養成機関の長が発行する修了証明書の写し

5 修了支援給付金の支給申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

6 支給申請書及び支給申請書に添付する書類の部数は1部とする。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条による申請があった場合には、対象者の支給要件並びに給付金の額に関する事項を審査し、その審査に基づき、速やかに、支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(様式第2号)又は高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書(様式第3号)により当該対象者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第6条 前条第2項により支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、高等職業訓練促進給付金等請求書(様式第4号)により、速やかに市長に給付金の交付を請求するものとする。

2 訓練促進給付金に係る前項の規定による請求は、支給の対象となる月(以下「支給対象月」という。)ごとに、支給対象月の翌月14日までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により期限までに提出できないときは、この限りではない。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第7条 訓練促進給付金の支給を受けている受給者並びに支給期間の上限を超えて修学を継続している者(以下「受給者等」という。)は、次の表の「支給対象月」欄に掲げる訓練促進給付金の支給対象月に係る出席状況等について「報告月」に掲げる期日まで、出席状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

| 支給対象月  | 報告月       |
|--------|-----------|
| 4月から6月 | 直近の7月14日  |
| 7月から9月 | 直近の10月14日 |



|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 10月から12月 | 直近の1月14日                     |
| 1月から3月   | 直近の4月14日、但し修了年度は修了支援給付金申請提出時 |

2 市長は、前項による出席状況報告により、夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外によって、訓練促進給付金の支給を受けている受給者等が支給対象月の初日から末日まで1日も出席しなかった月があった場合には、当該月については、訓練促進給付金の支給の要件に該当しないものとする。ただし、通信制の養成機関に修業する者においてはこの限りではない。

3 訓練促進給付金の支給を受けている受給者等は、修業年度毎に、翌年度開始月の14日までに、修業年度末現在の養成機関の長が証明する単位取得証明書若しくは成績証明書を市長に提出しなければならない（修了年度に係る単位取得証明書若しくは成績証明書を除く。）。

4 市長は、第1項及び第3項のほか、受給者等に対し、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

（受給資格喪失・変更の届出）

第8条 受給者は、ひとり親家庭の母又は父でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、支給要件に該当しなくなった日から起算して14日以内に、高等職業訓練促進給付金等資格喪失届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき、世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき又は災害等のやむを得ない事情により養成機関を変更するとき若しくは住所の変更等支給申請書の内容に変更が生じたとき（前項に該当する場合を除く。）は、やむを得ない事由があるときを除き、事由が発生した日から起算して14日以内に、高等職業訓練促進給付金等変更届（様式第8号）に変更内容に係る証明書類を添えて、

市長に届け出なければならない。

（支給決定の取消し・支給額の変更決定）

第9条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その事由が生じた日に遡って支給決定を取り消し、高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書（様式第7号）により、当該受給者に通知する。

2 市長は、給付金の支給額の変更決定を行ったときは、高等職業訓練促進給付金等支給額変更決定通知書（様式第9号）により、当該受給者に通知する。

（給付金の返還）

第10条 市長は、受給者が支給の要件に該当しなくなったとき又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認めるときは、当該受給者から既に支給した給付金に相当する金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係機関等との連携）

第11条 市長は、当該事業の実施に当たっては、資格取得養成機関、就学関係機関、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図るものとする。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に養成機関において修業するものから適用する。ただし、第8条の規定は、この要綱の施行の日から6月を超えない範囲内において、市長が別に定める日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行し、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

（経過措置）

1 令和 3 年 7 月以前分の訓練促進給付金の支給月額の決定に係る対象者及び当該対象者との世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成 29 年所得から令和元年所得において地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成 29 年所得から令和元年所得についてなお従前のとおりの取扱をした場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者との世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

2 令和 3 年 7 月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成 29 年所得から令和元年所得において地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第 2 号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第 13 号に規定する合計所得金額が 125 万円を超える者に限る。）及び同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻

の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であつたときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日付けで一部改正し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日付けで一部改正し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月11日付けで一部改正し、令和6年8月30日から適用する。